

35条：通信連絡設備(4/4) (62条を含む)

【62条_要求事項】

重大事故等が発生した場合において通信連絡を行うために必要な設備は、以下を考慮して設けること

- ・重大事故等時，発電所内外と通信連絡を行う設備を設けること。・・・前頁までに掲載
- ・通信連絡設備は，代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）から給電できること。

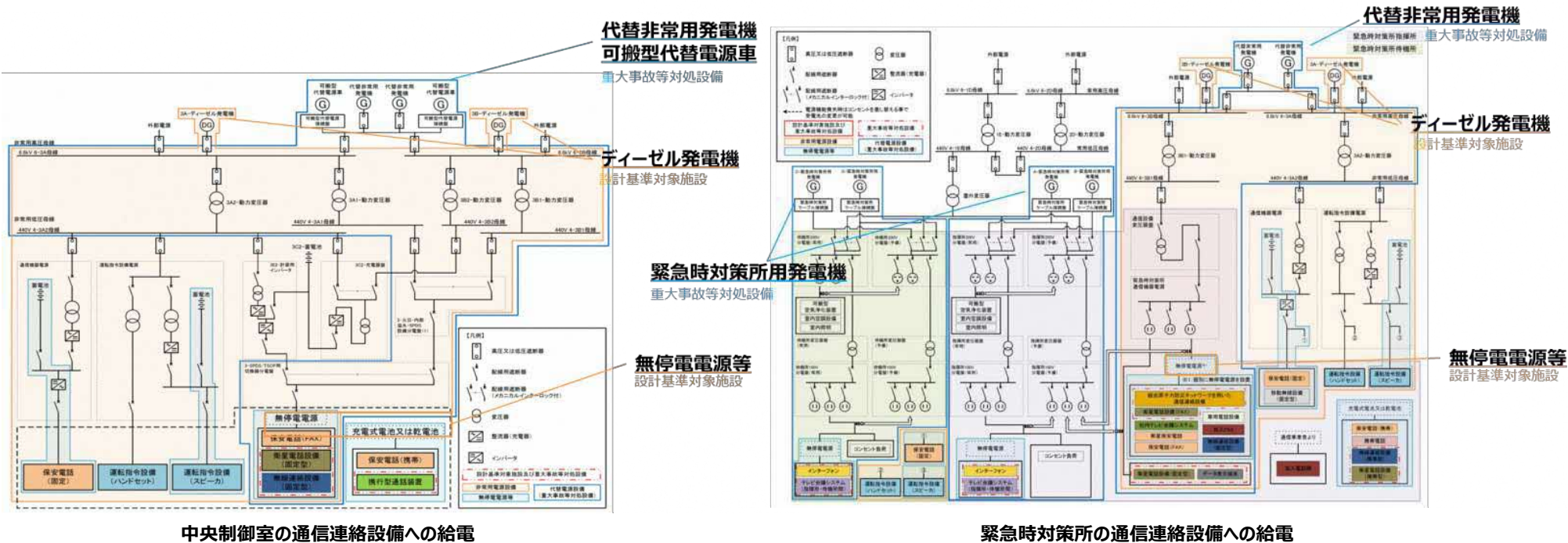
通信連絡設備の電源

設計基準事故時

警報装置，通信連絡設備（発電所内），データ伝送設備（発電所内），通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は，非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

重大事故等時

通信連絡設備，データ伝送設備は，代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電が可能とする。



中央制御室の通信連絡設備への給電

緊急時対策所の通信連絡設備への給電

有毒ガス防護：原子炉制御室（26条），緊急時対策所（34条）

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド

【26条，34条_要求事項】

有毒ガスが発生した場合においても原子炉施設の安全機能が損なわれないこと

- ・発電所内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室及び緊急時対策所において自動的に警報するための装置を設けなければならない。
- ・有毒ガスが原子炉制御室の運転員及び緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により，運転員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがないこと。

有毒ガス防護に係る影響評価フロー

